土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年11月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年11月17日から同年12月7日まで縦覧に供する。

令和5年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 大 山 智

土地改良区名	土地改良事業名	縦 覧 場 所
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業	坂出市建設経済部
	(水路改修事業)高佐地区	農林水産課
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業	11
	(水路改修事業)西分二地区	
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)原楠田地区	
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)杉仏地区	
"	単独県費補助土地改良事業	"
	(ため池改修事業)鴻池地区	
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(ため池改修事業)川池地区	
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)雄山地区	
II .	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)古川地区	
"	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)川向東地区	
北條池土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(樋門改修事業)綾坂上地区	
<i>II</i>	単独県費補助土地改良事業	II .
	(樋門改修事業)西杉尾地区	
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)東久保地地区	
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業)東条地区	
II.	単独県費補助土地改良事業	"
	(樋門改修事業)高屋古田下所地区	
II.	単独県費補助土地改良事業	"
	(機械揚水改修事業)松ヶ浦園芸地区	
II .	単独県費補助土地改良事業	II .
	(機械揚水改修事業)畑総地区	

n .	単独県費補助土地改良事業	"
	(水路改修事業) 仲畔地区	